

八戸藩の藩法史料

治國要務秘鑑について

工藤 祐董

八戸藩の藩政、藩法を研究する場合郷土史家上杉修氏が多年にわたる収集に努力された同氏所蔵文書は積量ともに貴重なるものである既に昭和四十一年に八戸市立図書館より出された上杉修氏所蔵御土資料目録才一卷法制之部に「公儀刑變録」「定日」「御公令謹身録」「穿者検使罪科」「虚無僧取扱」「勤仕改」「勤仕改御定目」「勤仕改御定目皆勤御褒美御定目」「道中御法令」「道中御法度書」「欠落者追帳」「八戸藩職制表」等があげられてゐる。しかし以上の外にも藩法史料としてあけられるべきものは上杉氏所蔵文書のなかになお存在する模様である。筆者が上杉氏の御好意により採録した藩法史料の主なものには御目付所旧記からの抜書である、「古今例拔書」、「火罪並打首一件」、「治國要務秘鑑」等がある。今ここに史料として紹介するのは「治國要務秘鑑」である。本書は内題に「泰乎要務秘鑑全」とあり「河原木氏」とその横に著者名とみえされるものが書かれてゐる私撰のものである。本書は和綴横帳一冊で最初に朱書で「巻」から「百二十六」まで項目別に目録を掲げ、次いで

その目録の順序に従つて各項目毎に「一……」と具体的に詳細な記述がなされてゐる。本文の冒頭に「御徒目付年中御用旨并不時勤方御用式」とあり、著述の年月日は記載されていない。しかしその本文の記載事項に付記されてゐる年月日は享保元年（一七一六年）から寛政十年（一七九八年）、すなわち八戸藩四代松平信の治世初年から八代信真の治世の初に及ぶ事から見ると本書の書かれた年代は寛政年間と推定される。前記のように「御徒目付年中御用旨并不時勤方御用式」と言う文言から河原木氏の一族で御徒目付を勤めた者が書写したものであるか、あるいはその者から聞き取つて書き留めたものか、あるいはその下にて三之助と判読されるような花押が墨書されてゐるが、御家中系譜書上を参照すればこれに該当するのは八戸藩給人の家格であるが四代河原木弥平治正英（初三之助）と一志推定される。しかし本文の書体と與書の書体とはいささか異なる様にも思われる。又河原木正英なる人物が御徒目付を勤めた記録は家中系譜書上にも勤功帳にも見当りな

い。河原水一族で御徒目付を勤めたる者としては河原水正英の従兄弟にあたる河原水清右エ門正徳があるが此正徳が書いたものか、正英がいとこである正徳から聞き取って書留したのか、あるいは正徳から正英がゆすり受けしたのか定かではない。

目録に掲げているのは百二十六項目であるがそのうち「八十九」の地頭江村誦誦其上徒黨仕逃散候百姓御仕置之事」「九十一」の「留置御仕置之事」「九十一」の「隠鉄炮之事」「九十二」「盗人御仕置之事」「九十一」「怪俄之事」「九十四」「拾五才已下人々殺候御仕置之事」の刑法関係の項目が本文には何故か記載されていないのは残念に思われる。しかし以上の脱漏部分については他に資料がない訳でもない。

本書の内容は御徒目付の年中恒例の取替内容と痘時にな変がおこつた場合の御徒目付の職務あるいは処置の準則が主なものであり、藩制における御徒目付の職務が広範囲にわたる事を示している。御徒目付は八戸藩では下级武士である給人中の英才が任命される慣例となつていた。従つて「柏崎記」に「殊に徒目付は、公事の下調、裁判の實力を有したり。上等吏員ならざるも、下民に対する權威、推して知るべきなり」とあるが本書の内容からもその事は推測されるし、又八戸藩における武士の具体的な勤務の態様、慣例とか例規にしばられ、微細な事まで上司の意向を伺わなければ何一つとして処理出来ず、

又その事によつて責任を迴避しようとするいわは封建官僚制の弊害とも言うべきものが伺われるのも興味深い。治面要務秘鑑の本文全部を掲げるのは紙数の関係から不可能であるから以下目録だけを記して治面要務秘鑑の紹介を終りたい。

- 一 正月元日と晦日迄着服并春田御具足節豊山寺御祈禱御社參大般若等之節之事
- 二 二月御彼岸之節之事
- 三 初午之節之事
- 四 御参勤之節之事
- 五 御茶水御祈禱之事
- 六 四日櫛引八幡御神行之事
- 七 五月五日着服之事
- 八 御下向之節之事
- 九 弓鉄炮取合之節之事
- 十 七月七日着服之事
- 十一 同十九日と廿一日迄法靈御神事ニ付諸事書留之事
- 十二 八朔着服之事
- 十三 八月八幡御神事之事
- 十四 九月九日諸御役所着服之事
- 十五 十月玄指之事
- 十六 十一月節分之事

七 一 十二月御煤拵之事
 六 一 大晦日之事
 五 一 屠蘇番人之事
 廿 一 十一月廿七日豊山寺江御竹丸之事
 廿 一 御忍御成之節之事
 廿 一 内御馬場江被為入候節之事
 廿 一 外御馬場江被為入候節之事
 廿 一 御花畑江被為入候節之事
 廿 一 支配下之者大病、守鎖等之事
 廿 一 御小者洗濯御眼ニ而宿下病死之事
 廿 一 御屋敷ニ而待分已下病氣之節之事
 廿 一 御掃除坊主差抜之事
 附坊主共御液物等之事
 廿 一 御坊主御小者御四季施之事
 廿 一 御小者江戶登之事
 廿 一 御小者無調法有之御徒目付限半当等之事
 廿 一 御小者江春木被成下候節之事
 廿 一 豊山寺江四節御祈禱之事
 廿 一 三日市并泉籠太夫江日録被成下候節之事
 廿 一 密岡与御使者之事
 廿 一 同所与御徒使之事
 廿 一 同所与御内々ニ而御鷹被進候節之事
 廿 一 盛岡江御町廻被遣候節之事
 廿 一 江戸表江御飛脚之節之事

四十一 一 七日振御飛脚路用之節之事（早飛脚之事）
 四十一 一 八日、九日振之事（振の下に御飛脚が略されている）
 四十一 一 同九日、十日振之事（右同様）
 四十一 一 御足輕勤場所之事
 四十一 一 米屋御番所張紙之事
 四十一 一 惣門御番所下座之事
 四十一 一 御法事之節御内空×御足輕并其外諸事書出之事
 四十一 一 御所目附被仰付候節之事
 四十一 一 御町店共下座之事
 四十一 一 同出火之節水手之事
 四十一 一 出火之節大手御内堅之事
 四十一 一 出火之節御殿人数差紙之御定目之事
 附御曲輪近所外卜言小
 四十一 一 出火之節御二付御褒美之事
 四十一 一 博奕科科之事
 四十一 一 五十集御定目之事
 四十一 一 御徒目付平日見廻場所之事
 四十一 一 五十集取壳御御待止之事
 四十一 一 下馬株建場所之事
 四十一 一 諸銅進扎建場所之事
 四十一 一 他領追分札之事
 四十一 一 御徒目付近在廻場之事
 四十一 一 諸御番所御家中預之節之事
 四十一 一 御朱印着之節御御足輕之事

- 五五 一 表御勝手御役座司之事
- 五六 一 盜圖与御徒目付未候而科人相凌申候節之事
- 五七 一 盛岡江科人受取之御徒目付被査候 = 付窺書之事
- 五八 一 御会所勤方大圖古廻
- 五九 一 刑罪檢使伺書御挨拶之事
- 六〇 一 刑罪檢使召送候事
- 六一 一 附右勤方書面之事
- 六二 一 大臣小助親類預 = 付御追放之次才之事
- 六三 一 科人脇押様之事
- 六四 一 血誓之節之事
- 六五 一 御徒目付江御内御用被仰付候前起証文之事
- 六六 一 再誓神文之事
- 六七 一 元文五年御徒目付江被仰渡書
- 六八 一 明和三年三月從江戸囚人御下被戌候 = 付伺書等之事
- 六九 一 他領者御領内 = 而病死之節之事
- 七〇 一 御城米船御領内 = 而破船之節御徒目付相詰候事
- 七一 一 漁船改之事
- 七二 一 春水改之事
- 七三 一 鰻釜改之事
- 七四 一 積改之事
- 七五 一 市廻之事
- 七六 一 御城内外御役所殿中喧嘩口論乱心者等之事
- 七七 一 殿中御城内御曲輪御町御家中在々交誼御徒目付
- 七八 一 伺書御挨拶之事
- 七九 一 御宅立合之事
- 八〇 一 判元改之事
- 八一 一 諸士乱心之節身帶之事
- 八二 一 直中旅人順取扱之事
- 八三 一 地頭江対強訴其上徒黨仕逃散候百姓御仕置之事
- 八四 一 密通御仕置之事
- 八五 一 盗人御仕置之事
- 八六 一 怪俄之事
- 八七 一 拾五才已下人を殺候御仕置之事
- 八八 一 諸士改易家受取之事
- 八九 一 御献上番刀之事
- 九〇 一 売市惣門御番所之事
- 九一 一 御小者二慶入之事
- 九二 一 肴町
- 九三 一 泊番諸士夜具上下之事
- 九四 一 御家中居垣之事
- 九五 一 御參勤御下向御物頭大手御門之警固之事
- 九六 一 附米里惣門警固之事
- 九七 一 御誓札御認直之事
- 九八 一 空船改之事
- 九九 一 搦間尺改之事
- 一〇〇 一 南部御面家御軍役之事
- 一〇一 一 他領者御町旅宿之事

頁一 下馬東西御門同様之御張紙御定目之事
一 御小者病氣日敷之事

附記中之事

- 皇一 御掃除坊主親本江被下候事
- 皇一 手前直放頼次才之事
- 皇一 死人檢使之事
- 皇一 新造改之事
- 皇一 橋所之上普請并所普請之事
- 皇一 柵木之事
- 皇一 諸御番所掃除之事
- 皇一 土手繩牛掛掃除之事
- 皇一 志和郡山黒沢尻石之卷御升取共之事
- 皇一 御領内他所者入込ニ付御徒目付在更竊出御附札之事
- 皇一 諸請廻勤品之事
- 皇一 兩門圍塞遠慮之前心得之事右ニ付御口産出有
- 皇一 四季着服之事
- 皇一 家督婚札之節儉約之事
- 皇一 江戸登下土産停止之支
- 皇夫一 追放人厨所之次才

後記

誤字と思われるものはママとし、
判読困難の文字には？をのけた。
読がなと（ ）は筆者が記した。